

自衛隊法施行令（昭和29年政令第179号）第32条の規定に基づき、部隊訓練評価隊の組織等に関する訓令を次のように定める。

平成12年3月22日

防衛庁長官 瓦 力

部隊訓練評価隊の組織等に関する訓令

改正 平成14年3月19日隊訓第5号 平成14年3月26日隊訓第36号

平成19年1月5日庁訓第1号

（趣旨）

第1条 この訓令は、部隊訓練評価隊の任務及び組織に関し、必要な事項を定めるものとする。

（任務）

第2条 部隊訓練評価隊は、普通科中隊を基幹とする訓練の統裁及び評価分析を行うことを任務とする。

（部隊訓練評価隊長）

第3条 部隊訓練評価隊の長は、部隊訓練評価隊長（以下「隊長」という。）とする。

2 隊長は、1等陸佐をもって充てる。

3 隊長は、部隊訓練評価隊の隊務を統括する。

（副隊長）

第4条 部隊訓練評価隊に、副隊長1人を置く。

2 副隊長は、隊長を助け、隊務を整理し、隊長に事故があるとき、又は隊長が欠けたときは、隊長の職務を行う。

（内部組織）

第5条 部隊訓練評価隊に、隊本部、次の3科及び評価支援隊を置く。

統裁科

評価分析科

器材管理科

（隊本部）

第6条 隊本部においては、次の事務をつかさどる。

（1）公印の保管に関すること。

（2）公文書の接受、発送、編集及び保管に関すること。

（3）部隊訓練評価隊の運営の企画に関すること。

（4）組織、定員及び定数に関すること。

- (5) 人事に関する事。
 - (6) 福利厚生及び健康管理に関する事。
 - (7) 秘密の保全に関する事。
 - (8) 訓練用施設の運営の計画に関する事。
 - (9) 教育訓練に関する事。
 - (10) 物品（器材管理科の所掌に属するものを除く。）に関する事（整備に関することを除く。）。
 - (11) 車両及び通信の運用に関する事。
 - (12) 前各号に掲げるもののほか、他の科の所掌に属しない事項に関する事。
- （統裁科）

第7条 統裁科においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 訓練の統裁に関する事。
- (2) 安全管理に関する事。

（評価分析科）

第8条 評価分析科においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 評価基準の作成及び研究に関する事。
- (2) 評価資料の収集、分析及び提供に関する事。
- (3) 評価資料の集計及び統計資料の作成に関する事。

（器材管理科）

第9条 器材管理科においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 訓練に必要な器材の管理及び整備に関する事。
- (2) 施設作業に関する事。

（科長）

第10条 科に科長を置く。

2 科長は、隊長の命を受け、科務を掌理する。

（評価支援隊の任務）

第11条 評価支援隊は、普通科中隊を基幹とする部隊が訓練を実施する際の対抗部隊として、当該訓練の評価分析の支援を行うことを任務とする。

（評価支援隊長）

第12条 評価支援隊長は、評価支援隊長とする。

2 評価支援隊長は、2等陸佐をもって充てる。

3 評価支援隊長は、評価支援隊の隊務を統括する。

（評価支援隊の編成）

第13条 評価支援隊は、隊本部並びに普通科中隊、戦車中隊及び別に防衛大臣の定める部隊から成る。

（委任規定）

第14条 この訓令に定めるもののほか、部隊訓練評価隊の内部組織に関し必要な事項は、隊長が定める。

附 則

この訓令は、平成12年3月28日から施行する。

附 則（平成14年3月19日陸上自衛隊訓令第5号）
この訓令は、平成14年3月27日から施行する。

附 則（平成14年3月26日陸上自衛隊訓令第36号）
この訓令は、平成14年3月27日から施行する。

附 則（平成19年1月5日防衛庁訓令第1号）
この訓令は、平成19年1月9日から施行する。